

自動車税の滞納整理を強化しています！

～ 滞納は絶対に見逃さない！ ～

平成29年11月21日
千葉県総務部税務課
TEL 043-223-2126

県では、平成29年11月から平成30年3月までの間を「自動車税滞納整理強化期間」とし、「滞納は絶対に見逃さない！」のスローガンの下、滞納額の縮減に取り組みます。

具体的には、給与、預貯金、生命保険の差押えを強化するほか、自動車を差し押さえた後、強制的に引き揚げ、公売による売却を行います（差押処分『四段階』作戦）。自動車税の納付がお済みでない方は、至急納付してください。

1 対策の概要

(1) 「差押処分『四段階』作戦」の実施

今年度に課税した自動車税の年度内徴収を徹底するため、給与・預貯金・生命保険・自動車の順に4段階で差押えを行う「差押処分『四段階』作戦」を展開する。

(2) 自動車税の高額かつ悪質な滞納者への対策の強化

自動車の差押えと引揚げに取り組み、引き揚げた自動車はインターネット公売を活用し速やかに売却して、代金を滞納した税に充てる。

(3) 財産発見のための捜索の実施

差押可能な財産が判明しない滞納者に対しては、自宅や事務所への強制調査である捜索を積極的に行うなど、財産調査を徹底する。

2 昨年度の実績

○平成28年度差押処分の状況

(単位：人)

総数	内 訳			
	債権※	自動車	不動産	その他
7,608	6,929	537	48	94

※給与・預貯金・生命保険等

《差押え自動車の引揚げの例》



《捜索の例》

